

第337回千葉県開発審査会議事要旨

1 日 時：令和7年7月25日（金）午後3時00分～午後4時05分

2 場 所：千葉県役所本庁舎高層棟5階 L会議室501

3 出席者

（1）委員：大賀紀代子委員、板谷和也委員、松浦健治郎委員、
長谷部衡平委員、岡田知也委員

（2）行政庁職員：秋葉建築部長、竹田宅地課長、田中審査第一班主任査、鈴木審査第二班主任査

（3）事務局職員：前田建築管理課長、富士計画調整班主任査、林計画調整班主任技師

4 議 題

（1）審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

（立地基準）都市計画法第34条第14号

千葉県開発審査会付議基準第3

「既存集落内における自己用住宅の建築」に該当する開発行為

イ 議案第2号 開発行為の許可について

（立地基準）都市計画法第34条第14号

千葉県開発審査会付議基準第8

「インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築

【2 流通業務等の事務所・倉庫】」に該当する開発行為

ウ 議案第3号 開発行為の許可について

（立地基準）都市計画法第34条第14号

千葉県開発審査会付議基準第17

「社会福祉施設の建築」に該当する開発行為

エ 議案第4号 建築行為等の許可について

（立地基準）都市計画法第43条

都市計画法施行令第36条1項第3号ホ

千葉県開発審査会付議基準第6

「屋外施設等の付帯施設の建築」に該当する建築行為

オ 議案第5号 建築行為等の許可について

（立地基準）都市計画法第43条第1項

都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉県開発審査会付議基準第6

「屋外施設等の付帯施設の建築」に該当する建築行為

（2）その他

ア 次回の開発審査会について

5 議事の概要

(1) 審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

イ 議案第2号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

ウ 議案第3号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

エ 議案第4号 建築行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

オ 議案第5号 建築行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

(2) その他

ア 次回の開発審査会について

次回の開発審査会の開催日は令和7年9月26日（金）と決定した。